備考）１　「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、１以上の機能を有する機器をいう。

２　「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

３　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

４　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ　0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ　0950：2008に準ずるものとする。

５　「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

６　「大判機」とは、幅が406㎜以上の連続媒体に対応する製品を含み、Ａ２判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

７　「希少金属類」とは、昭和59年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

８　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

10　コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

11　判断の基準＜共通事項＞①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

12　リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表１－１、表１－２、表２－１、表２－２及び表３の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表５－１から表５－６の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表１－１　モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦５	≦0.3	要件なし
５＜ipm≦20	≦0.04×ipm＋0.1	
20＜ipm≦24	≦0.06×ipm－0.3	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜37	≦0.11×ipm－1.8	
37≦ipm≦40		基本製品に内蔵されている
40＜ipm≦65	≦0.16×ipm－3.8	
65＜ipm≦90	≦0.2×ipm－6.4	
90＜ipm	≦0.55×ipm－37.9	

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間にＡ４判又は8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。Ａ４判用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表１－２、表２－１、表２－２及び表３において同じ。

２　Ａ３判の用紙に対応可能な製品（幅が275㎜以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表１－２、表２－１及び表２－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表１－２、表２－１及び表２－２において同じ。

表１－２　カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.3	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm＋0.7	
15＜ipm≦19	≦0.15×ipm－0.65	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜35	≦0.2×ipm－2.15	
35≦ipm≦75		基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65	

表２－１　モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦５	≦0.4	要件なし
５＜ipm≦24	≦0.07×ipm＋0.05	
24＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜37	≦0.11×ipm－1.15	
37≦ipm≦50		